

## (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所 ひまわり 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、有限会社ティー・エスが設置運営する指定地域密着型サービスに該当する(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業ひまわり(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 個人の尊厳を守り、利用者の意向を十分に尊重します。

- (2) 利用者の心身の健全と、一人ひとりに応じた自立を支援します。
- (3) 地域の皆さんと一緒に福祉の街づくりに努めます。

### (基本方針)

第3条 要介護者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要介護者の日々の暮らしの支援を行い、また要介護者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (事業展開方針)

第4条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

- 2 提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常に改善を図る。
- 3 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することの出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行う。又心身機能の維持、向上及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
- 4 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を営むことが出来るよう配慮して行う。
- 5 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるように必要な援助を行う。

- 6 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 7 サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。
- 8 身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況の状態並びに、緊急やむを得ない理由を記録する。
- 9 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続かないようにする。
- 10 登録者が通いのサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話による見守り等を行う等登録者の在宅生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- 11 職員一人ひとりの専門的な知識、技術の習得と能力の向上を目標に、資格の取得、各研修の開催と参加を通じて、自己研鑽に努める。

(事業所の名称)

第5条 事業所の名称は次のとおりとする。

小規模多機能型居宅介護事業所 ひまわり

(事業所の所在地)

第6条 事業所の所在地は次のとおりとする。

北海道北斗市飯生1丁目6番7号

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第7条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人 (介護職員との兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 1人

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所利用者の小規模多機能型居宅介護計画の作成の取りまとめ、地域の包括センターや訪問看護事業所等他の関係機関との連絡・調整を行う。

(3) 看護職員 2人 (非常勤 2人)

健康把握を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、かかりつけ医等の関係医療機関との連携を行う。

(4) 介護職員 10人 (内、管理者兼務1名)

小規模多機能型居宅介護の提供に当たり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

また、宿泊に対して1人以上の夜勤を配置する、その他自宅等で暮らしている

方々に対して宿直または夜勤1名以上を配置する。

(営業日及び営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休とする。

(2) 営業時間

①通いサービス(基本時間) 午前9時30分～午後5時までとする。

②宿泊サービス(基本時間) 午後5時～翌午前9時までとする。

③訪問サービス(基本時間) 24時間とする。

※緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを組み合わせ提供する。

(利用定員)

第9条 当事業所における登録定員は29人とする。

(1) 1日に通いサービスを提供する定員は18人とする。

(2) 1日に宿泊サービスを提供する定員は9人とする。

((介護予防) 小規模多機能型居宅介護の内容)

第10条 (介護予防) 小規模多機能居宅介護の内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活の世話や機能訓練を提供する。

①日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア. 移動の介助

イ. 養護(休養)

ウ. 通院の介助等その他必要な介護

②健康チェック

血圧測定等、利用者の全身状態の把握

③機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の維持のための支援を行う。

ア. 日常生活動作に関する訓練

イ. レクリエーション(アクティビティ・サービス)

ウ. グループ活動

- エ. 行事的活動
- オ. 園芸活動
- カ. 趣味活動（ドライブ、買物等含む）
- キ. 地域における活動への参加

④食事支援

- ア. 食事の準備、後片付け
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他の必要な食事の介助

⑤入浴支援

- ア. 入浴または清拭
- イ. 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助
- ウ. その他必要な介助

⑥排せつ支援

利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行う。

⑦送迎支援

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行う。

⑧延長及び短縮

利用者の希望により時間延長又は短縮サービスを行う。

(2) 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(3) 宿泊サービス

宿泊サービス事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(4) 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

- ①日常生活に関する相談、助言
- ②認知症高齢者等を抱える家族への相談、助言
- ③福祉用具の利用方法の相談、助言
- ④住宅改修に関する情報の提供
- ⑤医療系サービスの利用についての相談、助言
- ⑥日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き

⑦家族・地域との交流支援

⑧その他必要な相談、助言

(小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画)

第11条 小規模多機能型居宅介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。

3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護職員との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

4 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し利用者の同意を得る。

5 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付する。なお、交付した小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画は、2年間保存する。

6 利用者に対し、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

7 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の状態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。

8 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容については、利用者または家族に説明を行うとともに、その実施状態や評価についても説明を行い、記録する。

((介護予防) 小規模多機能型居宅介護の利用料)

第12条 事業所が提供する小規模多機能型居宅介護の利用料は、介護報酬の公示上、法定代理受領分は介護報酬の1割とし、法定代理受領分以外は介護報酬の公示上の額とする。ただし、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 宿泊は、1泊につき、1,950円を徴収する。

(2) 食費は、利用した食事に対して、朝食400円、昼食550円、夕食500円を徴収する。

- (3) おむつ代は、100円/枚、尿とりパット50円/枚とする。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
- 2 前項の費用の支払を受ける場合には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用の説明をした上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いの同意する旨の文章に署名（記名押印）を受ける。
  - 3 利用料の支払いは、現金、銀行口座振込、により指定期日までに受ける。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第13条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。
- 2 サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合があること。
  - 3 故意に事業所又は、備品などに損傷を与え、又これらを施設外に持ち出してはならない。
  - 4 他の利用者の方に迷惑となる行為は禁止する。
  - 5 身上に関する重要事項に変更が生じたときには速やかに届け出なければならない。

(通常の事業の実施地域)

- 第14条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。
- 北斗市全域とする。

(サービスの提供記録の記載)

- 第15条 小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その提供日数及び内容、当該小規模多機能型居宅介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(個人情報の保護)

- 第16条 利用者の個人情報を含む小規模多機能型居宅介護計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

(秘密保持)

- 第17条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、従業員でなくなった後も秘密を漏らすことがないように、就業規則に記載するとともに損害賠償などを含める内容の請願書を提出しなければならない。

(苦情処理)

第18条 提供した小規模多機能型居宅介護に関する利用者及び家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の設備その他必要な措置を講じるものとする。

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者またはその家族にサービス内容を説明する文章に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示する。

- 2 提供した小規模多機能型居宅介護に関する利用者及び家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行う。
- 4 提供した小規模多機能型居宅介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは掲示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じる。また、利用者または家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 5 市町村からの求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告する。
- 6 提供した小規模多機能型居宅介護に係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事件発生時の対応)

第19条 利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

- 2 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(衛生管理)

第20条 小規模多機能居宅介護に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・

終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理留意するものとする。

2 職員へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。

(緊急時における対応方法)

第21条 職員は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 主治医との連絡並びに支持が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(非常災害対策)

第22条 小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処法、避難経路及び協力機関等の連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

(運営推進会議)

第23条 小規模多機能型居宅介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

2 運営推進会議は、おおむね2か月に1回以上とする。

3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、北斗市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括センターの職員、及び小規模多機能型居宅介護についての知見を有するものとする。

4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。

5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を製作するとともに、当該記録を公表する。

(記録の整備)

第24条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(1) 居宅サービス計画

(2) 小規模多機能型居宅介護計画

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録



- (4) 第73条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 第85条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(その他運営についての留意事項)

第25条 職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2) 定期的研修 随時
- 2 職員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められたときは、これを掲示する。
  - 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文章により得ておくものとする。
  - 4 小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文章を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。
  - 5 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。
  - 6 事業所は、小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとする。
  - 7 事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第78条3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定調査会意見に配慮して、事業を提供するものとする。
  - 8 小規模多機能型居宅介護の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の認定を受け、または受けようとしたときは、延滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとする。
  - 9 事業所は、居宅介護支援事業所、またはその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として金品その他の財産上の利益を供与しない。

10 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この運営規程は、平成18年10月10日から施行する。
- 2 この運営規程は、平成19年 2月 1日から施行する。
- 3 この運営規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 4 この運営規程は、平成22年 8月25日から施行する。
- 5 この運営規程は、平成24年 5月28日から施行する。
- 6 この運営規定は、平成24年 8月21日から施行する。
- 7 この運営規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 8 この運営規定は、平成25年 7月21日から施行する。
- 9 この運営規定は、平成28年 4月 1日から施行する。
- 10 この運営規定は、平成29年10月 1日から施行する。
- 11 この運営規定は、平成30年 6月21日から施行する。
- 12 この運営規定は、令和 1年11月 1日から施行する。
- 13 この運営規定は、令和 4年 1月27日から施行する。
- 14 この運営規定は、令和 4年12月 1日から施行する。
- 15 この運営規定は、令和 5年 1月21日から施行する。
- 16 この運営規定は、令和 5年 3月 1日から施行する。
- 17 この運営規定は、令和 6年 3月 1日から施行する。
- 18 この運営規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- 19 この運営規定は、令和 6年 6月 1日から施行する。